

◎新潟県告示第618号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 起業者の名称

長岡市

2 事業の種類

長岡市上川西コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長岡市巻島町字腰巻地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

長岡市上川西コミュニティセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、長岡市民が地域コミュニティの多種多様な活動を行うために必要な施設を長岡市が設置するものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

長岡市のコミュニティセンターは、地区公民館、児童館・児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）及び地区福祉センターが一体となった長岡市独自の施設で、平成16年度に各地区一斉に開設されたが、上川西コミュニティセンターは、地区内の児童数の増加により、平日の昼間の時間帯を中心に児童に占有されている状態であり、一般の利用者の地域活動が著しく制限されている。そのため、市では新たな施設を建設し、児童クラブを除くコミュニティセンター機能を移転することとしたものである。

新たな上川西コミュニティセンターの整備計画では、100人規模の会議の開催が可能な会議室や、様々なサークルが利用できる大ホール及び工作室、市が行う高齢者食事サービス等に利用することができる多目的ホール等を設置することとしている。また、駐車場については、想定される台数の利用が概ね可能となるよう41台分を計画している。

一方、児童クラブについては、現在のコミュニティセンターが手狭なため、隣接する小学校の空き教室も使用して運営しているが、今後は、現在の施設を改修し、施設全体を児童クラブとして活用することとしており、3年生の希望者まで受け入れが可能となることから、児童クラブ利用者にとっても利便性が向上するものである。

本件事業の実施により、地域の自治活動の幅が広がり、子どもたちの健全な育成や地域コミュニティ活動の一層の推進が図られ、地域住民の受ける利益はきわめて大きいものと考えられる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響については、施設は平屋建ての計画で、設備等の機械類はできるだけ住家から離れた位置に配置し、さらに敷地境界にはフェンスを設置するなどして対策を講じることとしており、騒音や日照などの周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては、周知の遺跡等は存在せず事業の実施に支障がない旨、自然環境の保全及び鳥獣の保護に関しては指定の区域に該当しない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、「上川西コミュニティセンター建設検討委員会」の意見をもとに、交通の事情や周辺環境などから3箇所の候補地を選定し、立地条件や児童クラブの利便性等をも考慮して比

較検討した結果、本件起業地は幹線道路に近く立地条件がよいこと、人口規模に見合った施設の整備が可能な面積が確保できることなどから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。これにより、新しいコミュニティセンターは児童クラブと分離することとなるが、市が検討した結果、児童クラブがコミュニティセンターとともに移転した場合、児童が学校から離れた場所まで移動しなければならなくなり、児童の安全を最優先とするため、児童クラブの機能は移転せず、小学校前に存する現在の施設を活用することが最善と判断したものである。また、市では両施設合同の行事を企画、開催し、地域住民と子どもたちとの交流が継続できるよう工夫していくこととしている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

児童クラブは、(3)アで述べたとおり、現在の施設だけでは活動スペースが足りず、小学校の空き教室も使用して運営しているが、児童数の増加に伴い、近年中に空き教室がなくなることから、早急な対応が必要である。また、児童クラブの活動時間帯はサークル活動が著しく制限されている状況から、地域住民からコミュニティセンター移築について要望が出ている。これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
長岡市役所